


4  
月  
1  
日  
開  
所  
！



## 障害者・困窮者 年金等サポートセンター

相談に来られる方の中には「何か経済的権利があるかもしれない」という場合もあるのではないのでしょうか。全国で唯一、困窮者支援に専門性を持つ社会保険労務士が調査・請求代行いたします。

障害者・困窮者年金等サポートセンターは  
社会保険労務士法人For the othersが運営しています。

〒330-0052 埼玉県さいたま市浦和区本太2-23-5  
営業時間／ 09:00 ～ 16:30 定休日／ 土・日・祝  
URL／ <https://www.fortheothers.group/center.html>



お問い合わせは  
左のフォームから

障害者・困窮者の方が相談にいらした際、  
「何か経済的権利があるのでは？」と思ったら

# 障害者・困窮者年金等サポートセンター

にお繋ぎください！

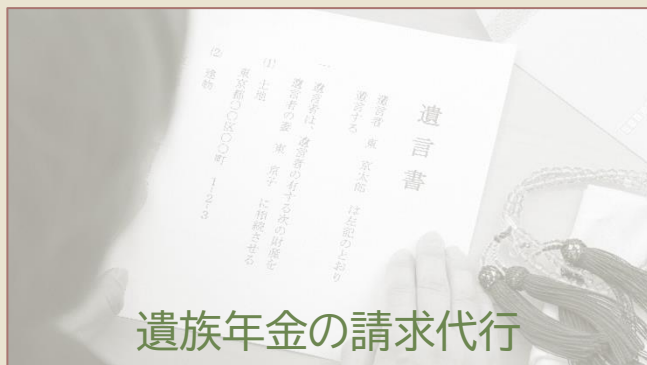
## 支 援 例

他の地方公共団体様生活困窮者自立支援窓口  
で、すでに数多くの支援をしております！



### 老齢年金の請求代行

入院している方が高い医療費に困り、親族が代わりに生活困窮窓口相談  
⇒年金調査したところ受給権があったため、老齢年金の請求代行を実施し、約300万円入金されて医療費を確保！



### 遺族年金の請求代行

18歳未満の子4人を持つシングルマザーが亡くなり、残された子どもに遺族基礎年金受給権が発生し、生活困窮窓口相談  
⇒遺族基礎年金の請求代行を実施し、子4人の資産権利を確保！



### 障害年金の請求代行

20歳を超えた知的障害の子ども2人を抱えるシングルマザーが6か月家賃滞納し、生活困窮窓口相談  
⇒子ども2人とも障害年金受給権あり。請求代行したところ、2人とも認定日請求（遡及）し、約600万円入金されて困窮状態から脱出！



### 傷病手当金の請求代行

職場の人間関係に悩み精神疾患となり、体調不良となって退職。就労できずお金の困り、生活困窮窓口相談  
⇒社会保険に加入していたことから、休職中の時期から傷病手当金の権利があったため、請求代行して困窮状態から脱出！

現在、生活保護の申請前に年金等を調査し、権利を有するならば請求代行・権利擁護をする業務を実施しています。

6 地方公共団体様（北本市様・桶川市様・鴻巣市様・新座市様・和光市様・東松山市様）の生活困窮者自立支援窓口と直接連携しています。